

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

(令和7年 4月 1日 現在)

1 事業者の概要

法 人 名	社会福祉法人 豊岡平聖福祉会
法 人 所 在 地	兵庫県豊岡市若松町7番25号
電 話 番 号	0796-22-1300
代 表 者 氏 名	理事長 西垣 俊平
設 立 年 月 日	平成23年7月4日

2 事業所の概要

(1) 名称等

名 称	豊岡の風ショートステイゆめゆめらいふ
所 在 地	兵庫県豊岡市若松町7番25号
電 話 番 号	0796-22-1300
事 業 所 番 号	2874401272

(2) 運営方針

要介護・要支援の認定を受けられた利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することや心身機能の維持向上を目的とし、利用者及びその家族が安心して明るく・自由に・楽しく・尊厳を持って生きることを支援します。

(3) 開設年月日 平成24年3月1日

(4) 営業日及び営業時間

営 業 日	年中無休（入退所）
受 付 時 間	月曜日～金曜日 8:30～17:30 (電話等により休日及び上記時間外も常時連絡が可能です。)

(5) 通常の送迎実施地域は、旧豊岡市及び、城崎町とします。旧豊岡市及び、城崎町以外の地域の方は片道200円の実費負担となります。

(6) 利用定員 20名

(7) 設備等

居室	全て個室で、20室です。
浴室	5室 2階・・・一般浴室1室 1階・・・一般浴室1室 小浴室2室 特殊浴室（機械浴）1室
便所	6箇所(共同)
洗面設備	居室ごとに20箇所、共同生活室に4箇所で合計24箇所
医務室	1室

介護・看護職員室	1室
調理室	1室
共同生活室	4室
汚物処理・洗濯室	2室
介護材料室	1室

3. 従業者の体制

職 種		
管 理 者	1名	介護従事者と兼務
医 師	1名	
生 活 相 談 員	1名	
介 護 従 業 者	8名	内1名は管理者と兼務
看 護 従 業 者	2名	機能訓練指導員と兼務
機 能 訓 練 指 導 員	2名	看護従業者と兼務
栄 養 士	1名	
調 理 員	9名	

4. 提供するサービス内容

① 食 事	ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としています。食堂で食事を摂ることができないご利用者にあっては、居室に配膳し必要な食事補助を行います。
② 入 浴	- 入浴又は清拭については、ご利用者の生活リズムや体調等により、事前に利用回数を相談させていただきます。 - 寝たきりでも機械浴室を使用して入浴することができます。
③ 排 泄	排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
④ 機 能 訓 練	看護従業者により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
⑤ 送 迎	玄関から玄関へ、ベッドからベッドまでの送迎を基本とします。
⑥ その他自立への支援	- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 - 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替え、更衣を行うよう配慮します。 - 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

5 利用料等

(1) 介護保険適用サービスの利用料

次の①基本額と②加算の額を合計した額

※利用者の方の合計所得金額により、負担額は1割、2割、3割場合があります。
①が1割、②が2割、③が3割負担額です。

介護職員処遇改善の負担額についても、同様です。

※下段の()の金額が、利用者の方の負担金額になります。

① 基本額（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

要支援1	5,610円/日 (① 561円 ② 1,122円 ③ 1,683円)
要支援2	6,810円/日 (① 681円 ② 1,362円 ③ 2,043円)
要介護1	7,460円/日 (① 746円 ② 1,492円 ③ 2,238円)
要介護2	8,150円/日 (① 815円 ② 1,630円 ③ 2,445円)
要介護3	8,910円/日 (① 891円 ② 1,782円 ③ 2,673円)
要介護4	9,590円/日 (① 959円 ② 1,918円 ③ 2,877円)
要介護5	10,280円/日 (① 1,028円 ② 2,056円 ③ 3,084円)

② 加算（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

機能訓練体制加算	120円/日 (① 12円 ② 24円 ③ 36円)
個別機能訓練加算	560円/日 (① 56円 ② 112円 ③ 168円)
看護体制加算（Ⅰ）	40円/日 (① 4円 ② 8円 ③ 12円)
看護体制加算（Ⅱ）	80円/日 (① 8円 ② 16円 ③ 24円)
看護体制加算（Ⅲ）イ	120円/日 (① 12円 ② 24円 ③ 36円)
看護体制加算（Ⅲ）ロ	60円/日 (① 6円 ② 12円 ③ 18円)
看護体制加算（Ⅳ）イ	230円/日 (① 23円 ② 46円 ③ 69円)
看護体制加算（Ⅳ）ロ	130円/日 (① 13円 ② 26円 ③ 39円)
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	180円/日 (① 18円 ② 36円 ③ 54円)
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	200円/日 (① 20円 ② 40円 ③ 60円)
医療連携加算	580円/日 (① 58円 ② 116円 ③ 174円)
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1,000円/月 (① 100円 ② 200円 ③ 300円)
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	2,000円/月 (① 200円 ② 400円 ③ 600円)
個別機能訓練加算を算定している場合	1,000円/月 (① 100円 ② 200円 ③ 300円)
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	30円/日 (① 3円 ② 6円 ③ 9円)
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	40円/日 (① 4円 ② 8円 ③ 12円)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	7日間を限度 2,000円/日 (① 200円 ② 400円 ③ 600円)
若年性認知症利用者受入加算	1,200円/日 (① 120円 ② 240円 ③ 360円)
療養食加算	療養食の提供につき 80円/回 (① 8円 ② 16円 ③ 24円)

送迎加算	片道につき 1,840円/日 (① 184円 ② 368円 ③ 552円)
緊急短期入所受入加算	7日間を限度 900円/日 (① 90円 ② 180円 ③ 270円)
在宅中重度受入加算 看護体制Ⅰ有 看護体制Ⅱ有 看護体制Ⅰ・Ⅱ有 看護体制Ⅰ・Ⅱ無	4,210円/日 (① 421円② 842円 ③ 1,263円) 4,170円/日 (① 417円② 834円 ③ 1,251円) 4,130円/日 (① 413円② 826円 ③ 1,239円) 4,250円/日 (① 425円② 850円 ③ 1,275円)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	180円/日 (① 18円 ② 36円 ③ 54円)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	120円/日 (① 12円 ② 24円 ③ 36円)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	60円/日 (① 6円 ② 12円 ③ 18円)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円/日 (① 6円 ② 12円 ③ 18円)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×14/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×13.6/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数×11.3/1000
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1,000円/月 (① 100円② 200円③ 300円)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100円/月 (① 10円② 20円③ 30円)

(2) 介護保険給付外のサービス（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

介護保険給付外のサービス（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

令和7年4月1日から

種 類	内 容	利用料
滞在費	・この事業所および設備を利用し、滞在されるにあたり、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日あたり）のご負担となります。また、個人の電化製品を持ち込みになる場合は、1台50円をご負担いただきます。	(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) ・課税世帯 2,066円/日 ・非課税世帯 第1段階認定者・・・ 880円/日 第2段階認定者・・・ 880円/日 第3段階認定者①・・・ 1,370円/日 第3段階認定者②・・・ 1,370円/日 (トイレの付いた特別室) 2,560円/日
食費	・利用者に提供する食事の材料費および調理費にか	(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

	かる費用です。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（１日あたり）のご負担となります。	・課税世帯 朝食・・・350円 昼食・・・650円 夕食・・・650円 特別食(腎臓食・ソフト食・ムース食) 朝食・・・450円 昼食・・・700円 夕食・・・700円 ・非課税世帯 第１段階認定者・・・ 300 円／日 第２段階認定者・・・ 600 円／日 第３段階認定者①・・・ 1,000 円／日 第３段階認定者②・・・ 1,300 円／日
理美容代		・実費請求
その他の日常生活品費	・利用者の希望により身の回り品として日常生活に必要なもの、教養娯楽品として趣味活動に必要なものを提供します。	・実費請求
コピー費用	・サービス実施記録等のコピーを希望されたときはお渡しします。	・１枚につき１０円

※介護保険給付外のサービス部分の変更については、１ヶ月前以上に文書で連絡します。

(３) 利用料金の支払方法・・・前記(１)(２)の料金を、１か月ごとに計算し、ご利用期間分の合計金額をご請求致しますので、翌月までに以下の方法でお支払い下さい。

(１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 各金融機関の指定口座からの自動引き落とし

※償還払いの場合、ご利用者が前記(１)の介護保険適用サービスの利用料全額を支払いただき、その後、領収証を添付して、ご在住の市町村に請求をすると、９割の還付が得られます。

(４) ご利用の中止

- 利用者は、事業所に対して、入所予定日の７日前の午後５時３０分までに連絡をすることにより、利用料を負担することなくサービスの利用を中止（キャンセル）することができます。
- 利用者が、事業所に対して、入所予定日の７日前の午後５時３０分までに連絡がなかった場合は、事業所は、滞在費及び、食費相当額を請求することができます。
- 事業所は、以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。
 - ・ご利用者が中途退所を希望した場合
 - ・利用中に体調が悪くなった場合
 - ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
 - ・他のご利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

- 6 利用者は、以下の事由に該当する場合、即時解約をすることができます。
- ・事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく、本契約に定める（介護予防）短期入所生活介護サービスを実施しない場合
 - ・事業所もしくは従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
 - ・事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体、財物、信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められている場合
 - ・他の利用者が契約者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷付ける恐れがある場合において、事業所が適切に対応をとらない場合
- 7 利用者は、以下の事由に該当する場合、即時解約をすることができます。
- ・利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続し難い重大な事情が生じた場合
 - ・利用者による、第7条第1項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ・利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- 8 以下の事由に該当する場合、自動的に契約終了になります。
- ・要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - ・事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ・施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合
 - ・事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
 - ・利用者が死亡した場合
 - ・病院の入院もしくは介護施設への入所が決まった場合
- (1) 利用の変更、追加
- ア. 利用予定前に、ご利用者の都合でサービスを変更、追加をすることができます。
この場合には、サービスの実施日前日までに事業者申し出下さい。
- イ. サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者側の希望する期間にサービスの提供ができない場合、当事業所の生活相談員が他の利用可能日時をご利用者側に提示して協議させていただきます。
- (2) 利用に関する留意事項

来訪・面会	面会時間は午前9時～夕方5時までの間で、他の利用者に迷惑がかからないようにお願いします。
-------	--

居室・設備・器具の利用	事業所の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
生活用品や衣類の持ち込み	長年使い慣れた生活用品や衣類をお持ちになることも可能ですが、居室にスペースに限りがありますので、制限される場合があります。また、衣類や小物等には必ず氏名をご記入ください。
食品の持ち込み	個人的な食料品・菓子類および飲料の持ち込みをされる場合には、衛生管理の観点から、事前に従業員にご相談ください。また、介護事故防止のため、他のご入居者にむやみに配ることのないように十分ご注意下さい。
飲酒等	事業所で提供するほかは飲酒できません。
喫煙	喫煙は事業所で決められた場所をお願いします。
迷惑行為等	騒音等、他のご入居者に迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のご入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
金銭・貴重品・所持品の管理	利用者等からのご希望で管理をします。金銭等は管理者の管理となります。
宗教活動・政治活動・営利活動	事業所での宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできません。
動物飼育	事業所へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

- ・ご利用者に対するサービスの実施および安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但しその場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ・医療を必要とする場合は、ご利用者側の希望により、協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し協力医療機関での優先的な治療・入院治療を保証するものではありません。また、協力医療機関での治療・入院治療を義務付けるものではありません。）

協力医療機関の名称	中田医院
協力医療機関の所在地	兵庫県豊岡市瀬戸77-20

9 秘密保持

- (1) 事業所及び同従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- (2) 事業者は、ご利用者及びご家族等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者及びご家族の個人情報を用いません。

1 0 賠償責任

- (1) 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、ご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対して、その損害を賠償します。
- (2) 事業所では、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の賠償責任保険に加入しております。詳細は、事務所窓口にて、お問い合わせください。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(管理者・大谷 健二)
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1 1 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 2 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」
--------------------------	---

	という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

1 3 緊急時の対応

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときにご利用者の病状の急変が生じた場合は、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やか連絡するとともに、医師に連絡取る等、必要な措置を講じます。

緊急時の連絡先

緊急時の 連絡先	氏 名		続 柄	
	住 所			
	電 話 番 号			

主治医	病院又は診療所名	
	医 師 名	
	住 所	
	電 話 番 号	

14 サービス内容に関する相談・苦情対応

(1) 事業所相談室

介護保険相談・苦情係	窓口担当者	生活相談員
	ご利用時間	8：30～17：30 (月曜日～金曜日)
	ご利用方法	電話 0796-22-1300
	受付時間	8：30～17：30 苦情箱 (受付に設置)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

豊岡市健康福祉部 高齢介護課	所在地	豊岡市立野町12番12号
	電 話	0796-24-2401
	F A X	0796-29-3144
	受付時間	8：30～17：15 月～金 (休祝日及び、12/29～1/3を除く)
兵庫県国民健康保険団体 連 合 会 介護保険対策室	所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801号
	電 話	078-332-5617
	F A X	078-332-5650
	受付時間	8：45～17：15 月～金 (休祝日及び、12/29～1/3を除く)

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（管理者・大谷 健二）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回4月・10月）

16 衛生管理等

- ① 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水につ

いて、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

- ② 短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 重要事項の内容を変更する場合の手続きについて

重要事項を変更する場合は、書面にて通知し、書面にて同意を頂きます。

ご利用を申し込まれるにあたり、この重要事項説明書により重要な事項を説明しました。

事業所	所在地	兵庫県豊岡市若松町7番25号					
	名称	豊岡の風ショートステイゆめゆめらいふ					
	説明場所						
	説明日時	令和	年	月	日	時	分
	説明者	所属					
		氏名		印			

私は、この重要事項説明書により、当事業所についての重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始、及び利用料の徴収に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

利用者が、署名出来ない為、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代行しました。

署名代行者

住所

氏名

印

(利用者との関係)

身元引受人

住所

氏名

印

(利用者との続柄)